

みなさんこんにちは、今日はお招きくださりありがとうございます。
今、司会の井上さんからご紹介いただきました見城と申します。

私は1961年から37年間夜間中学の専任教師を勤めてきました。それから5年間嘱託として引き続き夜間中学に勤務しましたので、42年間夜間中学で勤めさせていただいてもう65歳を過ぎてしまいました。この嘱託も終わってしまい、その後廃校になった、教室を借りて、「えんぴつの会」というのをやっています。ですから、それも入れますと、夜間中学の勤務は、今年で47年目になります。

夜間中学と一緒に歩んできたわけですけどその間には、随分多くの北海道の出身の方とも会ってきました。

あげたらきりがありませんが、一昨年9月にこちらにお招き頂いた時に、北海道出身の鈴木ていさんのお話をしましたけれど、今、私がやっている勉強会に北海道から24歳の方が来られました。その方は小学校低学年の頃から、何故かいじめの対象になったんですね。その人が蛇口で手を洗うと、その人の後には、誰も並ばない。その人が給食当番するとみんな嫌な顔する。という、あからさまないじめにあって、中学に1日も行けなかったんですね。もう学校とは縁がないなと思っていたら、17歳の誕生日の日に何の前触れも無く、学校から卒業証書が送られてきちゃたんです。

この方はこれではいけないと思って、お習字を習ったり、洋裁を習ったり、いろんなことに挑戦をしたんです。けれど、ある程度のところまでいくと、そこから先がなかなか進めない。どうしてだろうと考えて、あーこれは、中学の勉強をしてないからだというふうにある時思いついたんですね。そして、夜間中学で勉強してみようと東京にある夜間中学に入るために、仕事もやめて、わざわざ東京にきたんですね。何校か訪ねたんですが、学校から郵送されてきた卒業証書を貰ったばかりに、夜間中学に入れないうんです。みんな断られちゃって、今、「えんぴつの会」にきているんです。

同じような方で、25年いや30年くらい前、小松川第二中学で学んだ北海道出身の方がいるんですけどね、その方の経験を読み物教材にしたんです。

ちょっと読んでみますね。まさ子さん、て言うんですけどね。

まさ子がこの夜間中学に入学してから4ヶ月近くたった。基礎の勉強をやり直したい一心で北海道から東京まで出てきたのだった。

北海道で中学を卒業した時には、学校に行かないけど卒業してしまったわけなんですね。

訳のわからない勉強とは、これでおさらばだと内心喜んだまさ子だった。しかし、卒業して、どんな仕事をしていても何故か長続きしなかった。職場の人とは誰とでも親しくしたが、仲良しにはならなかった、ある日突然、「私辞めます」というまさ子に、みんなは

あきれた。習字や洋裁や生け花を習ってみてもだめだった。一通りやると、それ以上進まなくて嫌になる。根気がないと言って叱られるし、何も身に付かないのが自分でも悲しかった。私は、段々暗く、無気力になっていく。ある日、自分で自分自身の姿に気がついた。ある日、夜間中学のことをテレビで放送した。それを見たまさ子は、家のみんなの反対を振り切って家を出てきてしまった。小学校の勉強からやり直せば、私の暗さも飽きっぽさも直せるかもしれない、そんな勘のようなものが働いたのだ。

そして今、東京の夜間中学で勉強している。その喜びがまさ子の心を満たしていた。夜間中学で勉強して、まさ子にはよくわかった。漢字が読めなくて、意味がわからなければ、書道を習っても、楽しくない。計算がよくできなかつたら、洋裁も編物も身につかない。人間らしく生きるためには、どうしても必要な勉強と言うものがあるのだ。夜間中学を選んだ、自分の勘は正しかったという。

私たちの教材にもなっている一人なんですけれど、この方も北海道の方でした。それから資料作って頂いたんですが、資料の4をご覧ください。

これは荒川区立第九学校で、私が出会った一人です。随分前に書いたものなんですけれど、今度お招きいただいたので、資料としてここに載せていただきました。

「割り箸騒ぎ」という作文がのっていると思うんですが、ちょっとかいつまんで全般お話しします。

1966年（昭和41年）のことでした。北海道出身のおさむ君とひとし君という兄弟が荒川九中の夜間学級に入学を希望して来たんです。その日は、そういう方が多かったので、給食が足りなかったんです。ですから、学校近くのラーメン屋さんからラーメンをいくつか頼んで持ってきてもらって、食べてもらったんです。そしたら、おさむ君とひとし君はラーメン屋さんが持ってきた真新しい割り箸をきれいに洗ってから食べはじめたんです。私は意外だったんですね。何で新しい箸、洗って使うんだ、と思って聞いたんです。テレ笑いしてね。

「先生俺たち、今この箸作っているんだけど、便所行っても、手を洗わないでこれ作ってるんだよ」、驚いてね。でも、この箸は、君達で作った箸じゃあないから大丈夫だよ、とその時は笑ったんですけれど、ショックだったんですね。何と、ふたりが在学中に便所に行く暇もないほど忙しい思いをしながら、割り箸を作っている。何故、そんな仕事しなければいけないのか。中学に通うべき年齢のふたりが、何で北海道から東京に出てきて、割り箸作りをしなければいけないのか。それを作文に書いてもらいたいと思ったんです。でも、なかなかそういうことは、書いてくれないで、ふたりとも卒業したんですけれど。

この資料4の下の段の真中あたりに、おさむ君が卒業の時に書いた作文があるので読んでみますね。

中学をふりかえって 修

生まれてから15年、もう中学を卒業しようとしています。夕張郡栗山町日の出小学校へ初めて入学した頃は、炭鉱から次の町へ電車で通うのでした。中学生になった時、炭鉱がどんどんつぶれていくので、今の炭鉱が危ないから、早く職を変ったほうがいい

というので、転校する事になりました。初めは東京のおばさんの所に行きました。そこでは2ヶ月くらい学校に行かずにいました。前が基地で、後ろはつくだに工場があり、くさくて勉強など手につきませんでした。8月の末に、埼玉県に引越しました。そこは駅から遠い町はずれでした。冬になるとからっ風が吹いて寒いし、遊ぶ友だちもいないので、いつも弟と家にいました。

そこにだんだん慣れたころ、川口に越しました。学校は30分ぐらい行った所の寺の上にありました。学校の規則で頭を丸刈りにするのが嫌でした。初めてなので、どんな顔になるかと思いました。家はトンカツ屋の2階を借りていたので、出前のアルバイトもしました。その店はあまり繁盛しなかったので売りに出されてしまい、また東京の足立区に引越しました。そこで1ヶ月くらいたって、お母さんが北海道に帰ることになったので、僕と弟は住み込みで働くことになりました。

そして初めて、夜間中学を知ったのです。みんな明るくて、年はいっていても親しみやすい人ばかりでした。でも僕は考えました。なぜ僕は、夜間中学で学ばなければならなかったのか。なぜ何度も転校しなければならなかったのか。小学校の時は入学してから卒業まで一度だって変わらなかったのに。中学になって、四度も学校を変ったのはなぜだろう。

でもこれからは、僕自身が変わらなければ変わらなくていいのだ。

こんな作文を書いて卒業したんです。けれど、ふたりが初めて学校を訪ねてきた日に新しい割り箸を洗って使ったこと忘れません。いつも割り箸を割るたびにそれが浮かんできます。

割り箸を使う時、こんな詩を書きました。読んでみます。

割り箸をバリッと割る時、思い出す言葉がある。

俺達は、割り箸は洗わなきゃ、使わないよ、と北海道の炭鉱からこの東京へ母と兄の3人で逃げてきた弟のひとしが言う。

と兄のおさむがそうだよ、先生。

便所行ったって、手も洗わないでこの箸作ってきたんだもんな、とテレ笑いしながら話してくれた言葉を。

これだ、この幼いふたりを、割り箸作りに追い込んだもの。この幼いふたりを便所に行く暇もないほど追い立てたもの。

この幼いふたりにこんな人間不信を叩き込んだもの。

割り箸をバリッと割る時、はらわたがきゅと緊張するのだ。

この箸で食う飯は怒りのエネルギーとなれ、こんな思いを抱きながら、北海道というと、必ず思い出します。

今日は、「夜間中学の歴史と未来」という大きなテーマをいただきました。

何からどう切っていいかわからないんですけど。言いたいことは、夜間中学というのは、過去の戦中戦後、学校へ行けなかった人たちの救済学校として出発したんですが、過去の人たちのものではなくて、これからの人のためのいろんな多様な学習要求に答える。21世紀のあるべき学校そのモデルである。その推進役になる。すばらしい学校とし

て、ますます各地に作られるべきであることをお話したいと思います。

資料の1をご覧ください。

ここには夜間中学がいつできて、どれくらいあるかということが、公立夜間中学の歩みが棒グラフになっています。現行の6・3・3制は、1947（昭和22）年に、新制度として戦後間もなく出発したんですけれど、この年に夜間中学は出発しているんです。

制度はできたけれど、学校へいけない人は溢れていたんですね。それまで、中学は義務教育6年を終えて、本当に限られた人がいく学校だったんですけれど、新制度になってからはすべての人がいく学校になった。

でも、制度はできても、理解は伴わなかった。校舎も教材教具もなかったんです。ですから、できたばかりの中学校は小学校に間借りしたり、大きな農家の納屋を借りたり、2部授業をしたりということ、昭和30年代に入るまで、2部授業はおこなわれたんですね。

2部授業と言うのは、例えば、低学年、または、小学校が午前中使ったら、中学は午後、校舎を使って授業するというような、そういうやりかたで行われていました。

東京の場合、昭和33年になっても、学級数で80学級を越える学級が2部授業をしていたんですね。昭和22年、始めて作られた夜間中学は大阪の生野の第二中学でした。在校生は870名だったんですけれど、そのうち、87名が仕事や貧しさのために、学校へ行くどころではなかったんです。

担任、教頭、校長の先生方が休んでいる。生徒のところを回ってみると、「先生、学校行ったら、飯食わしてくれますか、この子が働かなければ、家の生活は成り立たないんですよ」、と背に腹は変えられない状況に子供達の大変なこと、それじゃ仕事に穴があく、夕方から授業しましょう、と先生方が率先して教室に裸電球灯して始めたのが、生野第二中学校の夜間学校の始まりだったんです。

それから、ぞくぞくと夜間中学が作られて、一番多かった頃は、昭和29年から30年、全国で87校、生徒数も5000名を超えました。ところが、昭和25年の朝鮮戦争で、日本の国は驚異的な復興をとげたんですね。それで神武景気、岩戸景気、まれに見る好景気をむかえて、経済白書にも、「もはや戦後ではない」、と謳われています。

岩戸景気のなかでは、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、という3種の神器といわれるものが、ほとんど100%普及したといわれるようになったんですね。そんな好景気のなかで、夜間中学の使命はもう終わったということで、ぞくぞくと、せっかくできた夜間中学は廃校になってしまったんです。そんな時にも、北海道には夜間中学はありませんでした。登録されていませんでしたので、多分なかったんじゃないかと思います。どれくらい義務教育が普及していたかを調べるデータがあるんです。昭和22年に夜間中学が出発したでしょう、2年後の昭和24年に、外郭団体の総理府中央問題協議会というところで、年間30日以上休んでいる、長欠者を調べたんですね。そうすると、驚いた事に、小、中合わせて、72万5660人も学校に行けない人がいることがわかったんです。

この集計には、東京都と高知県はあんまり数が多いので、間にあわなかったんです。東京都と高知県の長欠者がここに入っていれば、ゆうに100万人は超えてたんですね。「長欠者100万人調査」と関係者の間ではよばれている、有名なものなのです。この結果をストレートに新聞などに報道すると、新制度で6・3・3制は施行しても、こんな

に学校に行けない人がいるんではだめじゃないか。こんなに行かない人がいるんじゃ、無理して行かせることはない。ますます、学校へ行かない子が出てくる、と配慮があったのか、この数字が伏せられてしまったんです。ほとんどの人が知りませんから、昭和24年だけで、100万人を超えていた長欠がですよ、その調査の中に、復帰前の沖縄は調査対象にもなってないんですよ。その沖縄の調査データが入っていれば、4人に一人が死んでいるんですからね。内戦があって、唯一の陸上戦があったところ、男手がなかったから、学校へ行けなかった人なんか一杯溢れていたんですね。

先ほど、守田さんのご挨拶のなかで、北海道に10万人義務教育未修了者がいると報告されましたけれど、10万人できくだろうかというのが私の受け止めです。今、義務教育未修了者は百数十万人とっているんですけど、私の計算では、220万人くらいいるんでないかと思うんです。関本先生は百数十万、と彼は厳密に出しているんですけど。

国会の答弁では、中曽根内閣の時に55万人と答弁しました。それは本当に限られた調査データに基づいた数ですからね。それでも、少ない数ではありません。

そういう人たちが夜間中学を求めている、ということ踏まえた上で、これからの増設運動を考えなくてはいけない。この棒グラフで見ると一番少なくなったときは全国で20校。もう黙っていれば、夜間中学の明日はない、というところまで追い込まれちゃった。

この減少傾向に追い討ちをかけるように、福田赳夫氏が行政管理庁長官だった昭和41年、夜間中学早期廃止勧告というのを出したんですね。もう黙っていても、ばたばた毎年なくなる、潰されていったなかに、早期廃止勧告を打ち出したんですから。

私たちは、びっくりしました。東京だけでも25万人もの、その当時、夜間中学を求めている人たちがいたわけですからね。それで私が勤めていた荒川第九中学では、夜間学級ができて、ちょうど10年を迎えたときでしたから記念行事を考えていた。そんなに悠長なことは言ってはられない。

こんなに大事な学校が潰されそうだとすることを、全国の人に知ってもらおう。そのためには映画を作ろう。文集を作ろう。こんなに大事な学校なんだ。ひとりひとりが生の声を上げようということで、映画と文集を作りました。

文集は買ってもらったら、すぐまた増刷するというふうにして、卒業生の高野まさおさんが、映画と文集を担いで北海道から沖縄までPRして歩いたんです。東京につぐ、大きな都会である大阪に夜間中学が1校もなかったわけですから。

彼は釜が崎に根城をはって、大阪の3万人の方に、「僕ら夜間中学生」という映画を見せてまわったんです。

そしたら、何人もが夜間中学で学びたいと名乗り出て、その力でもって、1969年、70年に、生野第二中学、天王寺中学、阪南中学ができました。

1971年、美濃部都政下の江戸川区小松川二中が、運動の中でできたんです。それから増設運動が始まって、現在35校です。

そんなに遠くない将来にあと数校、公立夜間中学が、具体的に開設が検討されています。どこということは今言えませんが、そういうふう増加傾向にある。公立夜間中学がこれから新たに、今作られる傾向で検討が進んでいるということを知って下さい。

その他にこの遠友塾のように、20校を超える自主夜間中学が全国にボランティアの手によって支えられているわけなんです。これが夜間中学の大づかみな歩みなんです。

で、その資料1の右側のほうには、どういう人が学んでいるかというのを、全国夜間中学研究会が調べたデータを年齢別に学校別に調べてあります。全国に、2515名が学んでいるんです。60歳、還暦を越えた人がどれくらいいるかというと、983人、全体の39%が還暦を越えているということなんです。なぜ、そんな高齢になった人が夜間中学で学んでいるのか？

それを見る為には、その資料の2を見てください。これは国籍別に生徒さんを分類したものなんですけれど。

一番多いのは、中国残留孤児とその係累たち。中国籍の人が多いですね。中国籍の人が735人、29%。夜間中学生の約3割が中国残留孤児とその係累たち。

次に多いのが日本人、これは戦中戦後の混乱のなかで学校どころでなかった人、558名全体の22%。

次に多いのは、いわゆる韓国朝鮮人、541名21.5%と続いています。

ここからいえることは、国の侵略政策で中国東北部に国の盾として送られた満蒙開拓団、五族共栄、大東和共栄圏などと美名のもとに帝国主義侵略の先兵として利用され、犠牲となり、その後始末の受け皿がないために、今夜間中学で学んでいる。

在日の人たちは、36年間も日本から侵略され、植民地になって、名前も言葉も奪われ、先祖伝来の譲り受けた土地も分からない。書類にハンコをつかさされ、畑で働いているうちに労働力として、今日、強制的に拉致されて日本に連れてこられた人たちの係累たちが、今、年をとって日本で骨を埋めるんだから、せめて読み書き位は学びたいと夜間中学で学んでいる。そういう人たちなんです。

ですから夜間中学では、まだ戦争が疼いているんです。そんな国なんですよ。そんな国で国際連帯、国際貢献という名のもとに武器をもった自衛隊がイラクへ行くことを許していいのでしょうか。夜間中学というのは戦争で人生を狂わされた人たちが、今、人生の晩年になって学んでいる、そういうことがうかがえます。

それから、最近多いのはニューカマーとよばれる日本人と結婚した外国人。日本に仕事を求めてきた外国人の人。そういう人たちが夜間中学で学んでいる。その傾向はますます、これから大きくなっていく。ですから、夜間中学は多文化共生、非常に多様な人たちが学んでいるということがいえます。

そこに資料の2の下の方に、生徒さんを層別に説明していますので、これが夜間中学生の定義である、と読んでいただいてもいいかと思います。[生徒層分類の参考]

さて資料の3をご覧ください。

ここには、都内8校の夜間中学校に、不登校で昼間の学校に通いきれなくて夜間中学で学んだ人たちがどれだけいるかを調べた調査結果を載せてあります。東京都夜間中学校、1984年から2004年までのデータがでています。これは、全体の生徒数が455名なのに対して不登校134名、2割以上が不登校で夜間中学へ来るようになったことがわかりました。

ところが驚いたことに、時代が昭和から平成に移るころになって不登校の人が夜間中学に来なくなっている。現在はパーセントにすると、4.5%です。この表だけを見る方は「あァー、不登校は減っているんだ、夜間中学に来なくてもいいようになっているんだ」

と思われるかもしれませんが。

ところが、現実はそうではない。不登校は減るどころか、昨年度の文科省の学校科学調査でも13万数千人、小・中学校ででている。中学校の場合は、中学生36人に一人が学校にいけなくなっている。自分たち現場にいる者の感覚としては、もっと多いのではないかと思うんですね。大体、不登校の数は、学校は不名誉な数と考えます。

ですから、自分のクラスに不登校がいるということは、担任は報告しにくい。校長は区、市の教育委員会に報告しにくい。区、市は国に報告しにくい、というふうに考えますので、内輪の数を出すんです。電話をしたら、そういう受け答えをした。それはもう出席に認めよう。ちょっと教育相談所に相談に行った、それも出席に認めよう、というふうにして、不登校は数の上では減らされているけれど、減ってはいないんですね。年々、増えているんです。

じゃあ、夜間中学には不登校の子が減ったのか。昭和から平成に移るころ、不登校がものすごく増えたんです。私は荒川九中に勤めていたんですが、生徒の6割が不登校だったんです。このままいくと、夜間中学はパンクするんじゃないかと思うくらい年々不登校の子が増えたんです。その時に、不登校を考える親の会というのが組織されて、まず、この会が国に要請したことは、先生たちが家庭訪問すると、お宅のお子さんはこんなに休んでいると卒業証書が出ませんよ、というふうに出席督促の材料に卒業証書が使われている。卒業証書が脅迫の材料に使われている。親も子もそれで非常に苦しんでいる。卒業証書を出席督促の「具」にするな、というのが不登校を考える親の会が最初に申し入れた事なんですね。

それを待っていた、とばかりに文部省は逆手にとって、義務教育に留年除籍があってはならない。どんなに休んでも進級させなさい。卒業の時には、はっきりとはいいませんが、卒業証書がないと、将来がとざされるから、すべての人に、卒業証書は出しなさい、という指導をしたんです。1日も学校行かなくてもですよ。その結果、確かに救われた人もいるでしょう。でもね、自分は1日も中学の勉強してないんだから、夜間中学に入れてください、という人が訪ねてきても、公立の夜間中学には入れられないんです。

何故か、もしその人を夜間中学に入れたらば、その夜間中学の校長はその入学希望者が前に貰った、卒業証書を否定することになる。同じ公務員としてそんな越権行為はできない。公平の原則で中学生生活は同じ人が2度受けることができないんです。

こういう建前で卒業証書を貰ってしまうと、夜間中学に入れられないですよ。先ほど、私が「えんぴつの会」に来ている、24才の方の話をしましたけれど。その方も、1日も学校にいけなくても、17歳の誕生日に学校から卒業証書が郵送されてきてしまって、その卒業証書が災いして、関本さんが勤めている三宿中学でも、私がかつて勤めた荒川九中でも、つい最近まで勤めていた文花中に行っても、みんな断られて、仕方なしに、私が今やっている「えんぴつの会」という自主勉強会に来ているんです。

こんな理不尽な事ってありますか。話したらきりがありませんが、夜間中学では、非常に多くの不登校の子供たちを今までは受け入れてきました。今、私たちはこんなに勉強したかったら、卒業証書を貰わないで、夜間中学に来てください、ということをや都内の全部の校長に夜間中学のPRをして、年に1度PRの大きな集会を開いて不登校を持つ親、先生に来てもらって、卒業証書を貰わないで夜間中学に来てください、というこ

とを訴えています。その効果が少しずつ出て、現在 25 名位、去年、8 校で 25 名位はそういう人たちが来ている。来年はもっと増えるかもしれません。

この資料3の右側を見てください。これは非常に貴重なデータなんです。そういう多くの不登校人たちと膝を合わせて、調べた結果をここに●印で書いておきました。何かの参考にしてください。夜間中学で受け入れた生徒さんの不登校の始まり、いつから始まったか。まず、小学校では、小学校4年生が一つの節目となっています。中学では長欠の始まりのピークは中学2年生の9月、続いて中学2年生の4月、続いて1年生の4月、中学3年生の4月というふうに続いています。夏休み明けや4月、5月の連休明け、新学期が、不登校がもっともあらわになる時期なので気をつけてください。詳しく話したいですけど、今日はそのテーマではないので、語りませんが小学校4年生というのは学力格差、ついていけるかついていけないかが非常にあらわになる時期です。中学2年生というのは、進路が目の前に具体的に迫ってきて、夏休み明けというのは、本当に夏休みを無目的に過ごした生徒さんにとっては、2学期は、行くのが地獄になってしまう。そういうことに、配慮してやってください。

次に2番目の●は、長欠の要因です。学校に主要因があるというときには、生徒同士の間関係です。次は先生とのトラブル。家庭に大きな原因があると答えている人は、両親の離婚、別居、家庭崩壊などが引き金になっている。次は家庭全体が夜型化になっていて、登校する時間に起きられないというふうな、生活の歪みがうけとれます。

自分自身に原因があると答えた人は、まず、大きな集団についていけない。次に我慢強さが足りなかった。耐性の欠如。体が弱かったということをおっしゃっています。

そうした様々な要因をもった人たちが、なぜ、夜間中学だったら学校生活が続いたかということでは、まず友人ができた、勉強が分かりやすい、規則が緩やかである、先生がやさしい、行かなければ、という自覚ができたというようなことをあげています。これなども不登校を防ぎ、不登校の人をどう援助したらよいかということをおっしゃっているデータであると思います。

資料の5を見てください。

私たちは昭和46年行政管理庁から出た夜間中学の廃止勧告、それまでは夜間中学は貧しくて学校へ行けない人の救済学校だった。ですから、マスコミはこんなにけなげな人がいますと美談の学校として報道していたんです。たとえてみれば、救急車の学校、救急学校だったんですね。今、交通事故で倒れている人、病院に連れて行かなくては行けない。救急車、それと同じように、学校いけない人が苦しんでいる。そういう人を助けよう、救急学校がそれまでの夜間中学でした。戦後まもなくできた夜間中学はずっと救済学級だったんですね。

まず、現場主導型、先生方が学校に電灯をともして始まったのが始まりです。その学校が成果を上げているのを見て、行政のほうも、うちの地区にも学校行けない人がいるから救おう、と行政の方が作った行政主導型の学校が続きました。

まず、生野第二中は現場主導型。東京にはじめてできた足立四中も現場主導型。校長さんが熱心に夜間中学作るしかない、と声を大にして叫んで文部省とか東京都教育委員会を説き伏せた。そうしてできた学校。それに続いてできたのが、そういう学校の成果

に励まされて行政が作った学校。

まず、横浜の10校の夜間中学。1区に1校。漁師さんの手伝いをしている、船頭さんのお手伝いなどを漁師組合の2階で、学ばせた。それが行政の方でここに作りなさいとって作った学校。私が勤めた荒川九中なども行政のほうで作らましょと、結論をだして作った学校です。行政指導型の夜間中学です。

次は同和対策型、未開放部落。そこに学校行けない人があふれていた。その解放教育の一環として、同和行政の一環として作られた同和型夜間中学校が続いたんですね。神戸円山中学校、生野分校などが初期の学校です。

それに対して、そうじゃない、救済ではない。義務教育は権利である。権利を保障されなかった人たちはいくつになっても権利を保障されなければならない。権利を復権しよう。権利復権の運動のなかで、夜間中学は天王寺、生野それからぞくぞくとできて、自主夜間中学も権利を復権しようということで、その運動のなかでできているんですね。

現在は、公立35校も義務教育は当然の権利である。その権利を保障しよう。権利復権の学校として生まれ変わったとおさえていいと思うんですね。そういう運動のなかで、川崎も千葉もできました。その川崎が来年作る、といったときにですね、1981年、川崎市が作りますといったときに文部省がなんと行ったかということ、それは脱法行為だ、法律違反だ、川崎市には社会教育があるんだから、そこでやればよいというようなことを、文部省の課長の談話でだしたんですよ。

それに対して、資料の5では、私たち全国夜間中学研究会、特に東京都夜間中学研究会の会長名で4つの抗議をしました。

抗議の1、脱法行為であるについて、義務教育未修了者に義務教育を受けさせるのは、国、教育行政の責務である。しかるに、国教育行政の施策がないので、地方自治体の認可のもと、実質的対応として、夜間中学が存在しています。夜間中学を脱法とするならば、義務教育未修了者を放置しているほうが、むしろ脱法ではないか。

2番、他に作るべきものではないということについて、夜間中学がはたしてきた役割を具体的手立てなくして、否定するのは無責任だ。長期間誠実に対応してきた夜間中学に対する挑戦、全国40万義務教育未修了者の義務教育要求をどう考えるのか。

3番、税金に対する効率の問題について。義務教育を受けられなかったため不合理な差別と屈辱を強いられた人たちにたいして現状の夜間中学はまだ不十分で、これらの人たちに、お金をより多くかけることが公平の原則です。

4番、神奈川県下は社会教育が進んでおり、その場を活用して中学3年間の学力を身につけさせる方法もある。そのへんも検討すべきである。現在は生涯教育、生涯教育、基礎教育でいい。こういう考えかたに対して、これは夜間中学開設が進んでいる川崎に対する圧力ではありませんか。

文部省は、夜間中学開設は地方自治体が認めるべきことで、文部省はどうか言う立場ではないと従来から繰り返していたはずです。学校を開くのは自治体の権限ですからね。自治体が決めるべき事で、文部省がどうか言うべき立場ではないと従来から繰り返し言ってきたはずです。また義務教育を受けられなかった人に社会教育をというのはその人たちの権利を値引きするものです。社会教育は中学3年間の学力を身につけさせる方法など、現実には存在しない。社会教育法の11条を見てください。義務教育を終了

した人のための社会教育とキチンと明確に規定されているんです。社会教育と義務教育は画然と区別されているのであって、社会教育がいくら充実しても義務教育のかわりにはできないんですね。ということをおたちは主張して、川崎市に夜間中学を作ることを支えたわけです。

もう時間がないので、夜間中学の方向はどうあるべきか、ということなんです。今、教育基本法も改悪されてしまって、どこにいくか愛国心のもとに、また教育勅語が復活されるような勢いです。

資料の最後6を見てください。

1985年に、ユネスコ国際成人教育会議は学習宣言を高らかに謳い上げています。とても大事な宣言です。学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでも増して重要な課題となっている。読んでみます。

学習権とは読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造、クリエート、する権利であり、
自分自身の世界を読み取り、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的集団的力量を発達させる権利である。成人教育パリ会議はこの権利の重要性を再確認する。学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。それは基礎的な欲求が満たされた後に、行使されるものではない。学習権は人間の生存にとって不可欠な手段である。もし、世界の人々が食料の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は、学習権をもたなければならない。もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするならば、彼らは学習権をもたなければならない。もし、私たちが、戦争を避けようとするならば、平和に生きることを学びお互いに理解しあうことを学ばねばならない、学習こそはキーワードである。学習権なくしては、人間的発達はありえない。

このように高らかに謳っています。夜間中学は21世紀のあるべき学校です。胸をはってこの学校を日本全国に作っていきましょう。平和のためにも。人間として、人生の主人公として輝いて生きるためにも。夜間中学を作り、そこで本当の学びを手にしていく、すべての人のものにしていくことが欠かせないことだと思います。

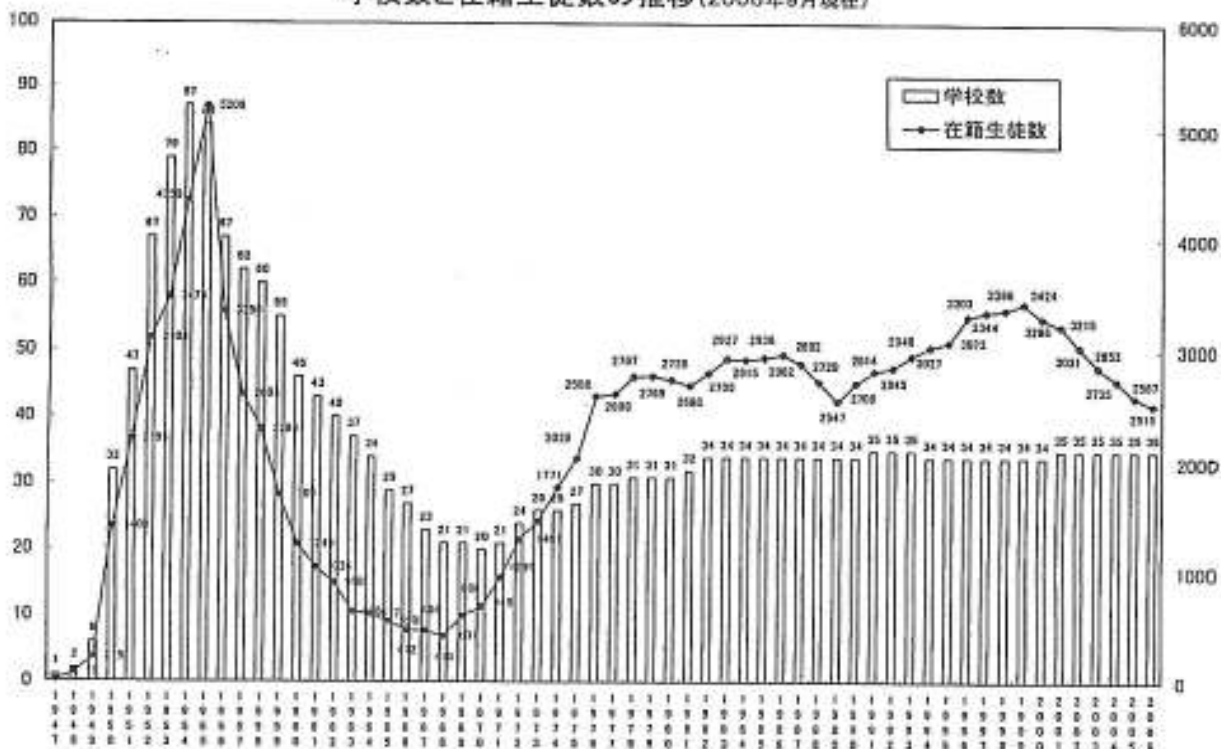
ご清聴ありがとうございました。

資料 1

長尾 原邦

資料 1

学校数と在籍生徒数の推移 (2006年9月現在)



学校別・年齢層別生徒数 (2006年9月現在)

都道府県	学校名	年齢層別生徒数								合計	
		15	20	30	40	50	60	70	80		
東京都	足立四中	23	26	8	7	11	11	2		89	
	八王子五中	14	2	2		1		2		21	
	双葉中	19	9	10	4	6	3	2	1	54	
	文花中	28	11	16	9	5	10	4		81	
	桜登中	3	2	2		5	3	2		17	
	三浦中	30	0	0	2	8	7	6		69	
	荒川九中	20	7	2	4	4	5	1		44	
	小松川二中	26	13	9	6	5	4			63	
	小計	161	78	58	32	45	43	19	2	438	
	千葉県	大洲中	14	4	2	2	4	4	4	1	35
京都市	都文			2	1	5	13	24	4	49	
大阪府	東城中	2	5	4	11	11	25	18	3	60	
	天王寺中	3		5	11	14	44	35	1	113	
	天満中	1	2	11	12	11	38	27	9	111	
	殿島瑞中	20	55	44	33	19	34	12		218	
	八尾中	11	72	54	21	11	8	4	1	182	
	美栄中	4	1	2	4	2	12	18	3	49	
	文の里中	1	3	8	6	26	43	6	93		
	守口三中	9	19	27	20	41	30	28	2	176	
	豊中四中	1	6	2	1	6	15	26	5	62	
	豊生野中	2	2	9	16	49	60	97	14	267	
太	5	17	27	21	19	7	25	2	125		
小計	57	184	186	158	189	320	334	46	1476		
奈良県	春日中	2	19	20	15	18	31	23	3	131	
	天理北中		12	14	10	7	8	13	7	71	
	天理南中		18	25	9	11	9	5	2	79	
	小計	2	49	59	34	36	46	41	12	261	
兵庫県	丸山中	3	6	4	5	5	0	7		35	
	兵庫中	1	4	1	3	5	9	10		33	
	成良中	1	2	5	2	4	8	17	1	40	
小計	5	12	10	10	14	22	34	1	108		
広島県	聖富中	0	2	19	14	4	4	2	1	46	
	二葉中	3	8	12	9	2	3			35	
小計	5	25	26	13	6	5	1	0	81		
合計		0	274	356	347	292	303	458	459	66	2515

地区別・国籍別生徒数 (2006年9月現在)

資料2

	地区別										全国
	東京	神奈川	千葉	京都	大阪	奈良	兵庫	広島	岡山	福岡	
日	20歳未満	26	4	8	9	279	55	40	3	454	
	20歳以上	50	10	8	9	47	22	2	71		
本	その他										
	小計	76	14	8	9	329	77	42	3	558	
在日韓国・朝鮮籍		8	0	0	29	445	32	26	1	541	
	中国	130	2	4	1	442	114	1	40	734	
引	韓国・朝鮮										
	台湾										
播	その他					20				20	
	小計	130	2	4	1	462	114	1	40	754	
展	ベトナム	18				2		3	0	23	
	カンボジア										
農	フィリピン					3				3	
	その他	1								1	
移	小計	19	0	0	0	5	0	3	0	27	
	ブラジル	1		1		4	1			7	
民	ペルー					1	7		1	9	
	パラグアイ										
その他	その他					2				2	
	小計	1	0	1	0	7	8	0	1	18	
外国人	中国	115	11	10	1	113	30	19	30	329	
	韓国	13	2	2	9	20	6	5	5	57	
その他	フィリピン	40	13	3		15	3	1	1	76	
	ベトナム	3	4			42		15		64	
その他	タイ	11	1	2		16	2			32	
	台湾	4		2		5	6			17	
外国人	ネパール	2				4				6	
	ブラジル			1		3	1			5	
外国人	ミャンマー	3				1				4	
	インド	4								4	
外国人	コロンビア	1				1		1		3	
	シンガポール			1		1				2	
外国人	パキスタン	1				1				2	

	地区別										全国
	東京	神奈川	千葉	京都	大阪	奈良	兵庫	広島	岡山	福岡	
その他	ペルー				2					2	
	カンボジア				1					1	
外国人	スリランカ	1								1	
	フィリピン	1								1	
外国人	スロバキア				1					1	
	セルビア				1					1	
外国人	ジャマイカ	1								1	
	フランス	1								1	
外国人	カナダ			1						1	
	メキシコ	1								1	
外国人	無国籍	2			3					5	
	小計	204	31	22	10	228	50	36	36	617	
合計	438	47	35	49	1476	281	108	81	2515		

【生徒区分の参考】

「20歳未満」 ……入学時に、20歳未満の日本人、(日本国籍に変更した者を除く)

「20歳以上」 ……入学時に、20歳以上の日本人、(日本国籍に変更した者を除く)

「その他」 ……日本に国籍を変更した者など。

「在日」 ……在日韓国・朝鮮人、

(結婚、就労などによる最近の渡日者を除く)

「引揚」 ……戦前に戦争や難航などで中国や朝鮮半島などへ行き、戦後帰国できなかった人、また、ここでは準ずるものとして、その配偶者、二世三世とその配偶者も含める。国籍は不明、

「籍展」 ……展覧条約に基づいて入国した外国人生徒、また、それらに關して入国を許可された人、

「移民」 ……戦争に契機なく、移民として南米等に渡り日本に帰還した人、また、ここでは準ずる者として、その配偶者、二世三世とその配偶者も含める、

「その他の外国人」 ……最近の渡日者等、上記以外の条件を持つ生徒、

1. 東京都夜間中学における若年不登校生徒の推移

	84年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度
足立四中	8	11	12	9	7	12	8	4	4	4	6
八王子五中	20	24	31	23	15	5	5	1	5	5	5
芝罘中	10	10	9	11	9	6	6	2	1	1	0
文花(奥舟)中	0	10	0	11	3	3	6	5	6	6	1
板谷中	12	13	13	15	12	13	10	12	6	6	2
新豊	22	19	3	6	5	8	4	4	3	3	9
荒川六中	38	29	26	27	21	16	14	9	6	6	4
小松川二中	15	20	21	23	29	24	21	15	19	18	11
合計	134	136	121	124	102	93	77	52	49	49	37
総生徒	455	466	458	471	441	394	365	357	392	400	443

	86年度	87年度	88年度	89年度	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度	合計
足立四中	12	3	2	3	2	3	1	1	4	4
八王子五中	6	8	7	7	0	0	0	3	1	175
芝罘中	0	1	1	3	3	4	3	1	2	4
文花(奥舟)中	2	0	0	1	0	0	4	2	0	2
板谷中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	116
新豊	6	4	2	1	1	0	1	2	1	107
荒川九中	4	2	3	1	2	1	2	0	0	211
小松川二中	12	10	9	12	8	8	8	6	4	296
合計	42	28	24	20	17	15	19	12	14	1192
総生徒	449	475	474	516	535	509	457	449	394	425

資料3

2.

表1 長父の授業料の平均額(単位:万円)

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平均額	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8

3.

表2 母が原因で長父が休学した生徒の割合

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
割合	0.1	0.15	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.65

市内の夜間学校に若年の「登校拒否」生徒の入学が増えてきたため、調査研究部では1983年から「若年登校拒否生徒に関する調査」を続けてきました。1983年から89年の7年間の若年登校拒否生徒の在籍人数は920名で、調査結果からつぎのようなことが明らかとなりました。

●長父の始まりは、小学校の四年生が一つの節目となっている。中学では長父の始まりのピークは、二年生の九月(99名、7年間の合計、以下同例)ついで一年生の九月(82名)、二年生の四月(86名)、一年生の四月(52名)、三年生の四月(49名)……とつづいている。夏休み明けや四、五月の新学期は不登校がもっともあらわになる時期として注目される。

●長父の要因は複合的で、学校に主要因があるケースでは、「生徒どうしの人間関係」を上げたものが198名で最も多く、「先生とのトラブル」87名がつづいている。家庭に主要因があるものには149名で、両親の離婚、別居、家庭崩壊などがひきかねになっていることがうかがわれる。家庭生活の激変化で、「朝の登校時間に起きれなかったから」という理由をあげているケースも見られる。自分自身の要因では、「集団に溶け込めない」が181名、「姉妹の欠如」が101名、「心身の病気をあげた者」56名……となっている。

こうした問題点や悩みを抱え、かたくなに拒否した生徒なのに、「夜間夜間中学校には通えるのですか」という問いには、「友人ができた」「勉強が分かる」「規則が緩やか」「先生が優しい」「自覚ができたから……」などと答えている。

学習権宣言（抄訳）

資料 6

一九八五年三月二十九日、第四回ユネスコ国際成人教育会議

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでにもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い続け、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、

あらゆる教育の手だてを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育バリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにおかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは、基本的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食料の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならぬ。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権

をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、

お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

学習。こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、

さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的にいえば、このような学習権を理解することは、今日の人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなしうる最善の貢献の一つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。学習権は、

人類の一部のものに限定されてはならない。すなわち、男性や工業国や有産

階級や、学校教育を受けられる幸運な若者たちだけの、排他的特権であって

はならない。本バリ会議は、すべての国に対し、この権利を具体化し、すべ

ての人々が効果的にそれを行使するのに必要な条件をつくるように要望す

る。そのためには、あらゆる人的・物的資源がととのえられ、教育制度がよ

り公正な方向で再検討され、さらにさまざまな地域で成果をあげている手段

や方法が参考にならう。

わたしたちは、政府・非政府双方のあらゆる組織が、国連、ユネスコ、そ

の他の専門機関と協力して、世界的にこの権利を実現する活動をすすめるこ

とを切望する。

（略）

人類が将来どうなるか、それは誰がきめるのか。これはすべての政府・非政府組織、個人、グループが直面している問題である。これはまた、成人の教育活動に従事している女性と男性が、そしてすべての人間が個人として、集団として、さらに人類全体として、自らの運命を自ら統御することができようかと努力している女性と男性が、直面している問題でもある。

〔国民教育研究所訳〕